

第1章 基本的事項

第1節 地域推進方針作成の趣旨

- 本道では、医療機関の機能分担と連携を図り、地域医療の体系化を推進し、良質で切れ目のない医療を効率的かつ継続的に提供する体制の整備のため、平成20年3月及び平成30年3月に北海道医療計画（以下、「道計画」という。）を策定しました。
- この道計画においては、計画の中核をなす疾病・事業それぞれの医療連携体制の構築とその推進について、地域単位で保健所が市町村、医療機関、関係団体、道民等とともに取組む必要があることから、道計画の策定に合わせ、上川北部圏域において、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針として、「上川北部地域推進方針」を作成し、また、道計画を平成25年3月及び令和3年3月に一部改訂したことにより、同地域推進方針についても、平成25年度及び令和3年度に見直しを行っています。
- 現行の地域推進方針の期間は、道計画と同様におおむね6年間としていることから、令和6年度を始期とする新たな道計画の策定と合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議及び専門部会において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行い、5疾病・6事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るため、上川北部圏域における地域推進方針を作成することとしました。
なお、これまで別冊としていた外来医療計画に係る外来医療機能及び対応方針についても地域推進方針において作成することとしました。

第2節 地域推進方針の名称

第二次医療圏の名称を冠し、「北海道医療計画〔上川北部地域推進方針〕」とします。

第3節 地域推進方針の期間

道計画の期間に合わせ、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、道計画は、在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価などを行い、必要がある場合は計画を変更するものとしていますので、地域推進方針についても同様の取扱いとします。